

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年10月1日）

府省名	12 総務省
対象事業名	経済構造実態調査オンライン調査システム

### 1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
112262	経済構造実態調査	申請等	民間事業者等	国	211,618	66,052	31.2%	50%	令和7年度末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## 2. 対象事業の概要

経済構造実態調査は、令和元年に創設された統計法に基づく報告義務がある基幹統計調査であり、経常的に整備している企業名簿に基づき、直接調査書類を郵送で配布の上、回収はオンライン又は郵送の2つから報告者（調査対象企業）が選べる仕組みとして実施している。このうち、オンラインによる回答を選択した報告者（調査対象企業）は、割り当てられたオンライン調査用ログイン情報を元に、政府統計共同利用システムオンライン調査システム又は政府統計オンラインサポートシステム※へアクセスして調査票を取得し、調査回答期限までに当該システムから調査票を提出する（詳細は「事業の概要」参照）。※ 企業規模等に応じていずれかのシステムを使用

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

実施済

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	経済構造実態調査			
各手続の概要	<p>【概要】 報告者（調査対象企業）は、調査回答期限までに調査票を提出する必要がある。</p>			
	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】 年間手続件数（令和2年度）：215,645件（うち、オンライン件数：79,652件）</p> <table border="1" data-bbox="468 587 866 687"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>36.9%</td> <td>31.2%</td> </tr> </table> <p>※ 経済構造実態調査は、2019年（令和元年）に創設された調査であるため直近2年間の実績を記載。</p>	令和2年度	令和元年度	36.9%
令和2年度	令和元年度			
36.9%	31.2%			
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方（主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載	<p>【目標】 オンライン利用率 50% ※ オンライン利用率＝オンライン回答数/総回答数</p>			
	<p>【取組期間（達成期限）】 令和7年度末まで</p>			
	<p>【目標・期間設定の考え方】 経済構造実態調査は、経済センサスー活動調査（西暦の末尾が1及び6の年に実施）の中間年調査として、経済センサスー活動調査年を除き、毎年実施している。調査対象企業は、毎年条件に基づき抽出しているものの、その多くが中間年において連続して調査対象となるため、継続したアプローチや経験によってオンライン調査の利便性が浸透することでオンライン利用率が向上することが期待される。直近の中間年は2022年（令和4年）～2025年（令和7年）であり、最終中間年のオンライン利用率は当該年度末に明らかになることから、取組期間として設定したもの。</p>			

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	調査対象企業のセキュリティ規定等により、オンラインによる回答が難しい場合等を除き、オンライン回答による利便性及び情報保護の観点による安全性等を周知し、オンライン利用率を向上させる必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 毎年のオンライン利用率を対前年比で上昇させること 【KPI の定義】 オンライン利用率=オンライン回答数/総回答数
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン回答の利便性及び安全性の周知を推進する。具体的には、調査依頼時にリーフレット等による広報・周知を行うとともに、例えば調査対象企業からの問合せ時や未回答企業への督促時にもオンライン回答を促すなどの取組を行う。
		【取組期限（期間）】 令和7年度末

#### 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

総務省HPにて公表（各中間年のオンライン利用率が明らかになる年度末から速やかに情報を更新し、年1回公表）

#### 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

毎年、統計法施行状況報告において、オンライン回答の実施状況を統計委員会に提示（資料は総務省HPにて公表）。

#### 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。